保護者各位

県立山川高等学校 校長 中野 裕一

新型コロナウイルス感染症に係る学校の臨時休業の延長及び 臨時登校日について(連絡)

県立高校については、令和2年2月28日付けの県教育長からの通知が出され、学校保健安全法第20条に基づき、令和2年3月2日(月)から3月15日(日)までの間、臨時休業を行うこととしていたところです。

先日3月9日(月)に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解が示されたこと等を踏まえ、県立高校の臨時休業は令和2年3月25日(水)まで延長されることとなりましたのでお知らせいたします。

つきましては、2月28日付けで配布いたしました「新型コロナウイルス感染症に係る学校の臨時休業について(連絡)」に示しております、[生徒の臨時休業中の過ごし方]を再度確認していただくよういお願い致します。

なお, 臨時休業の延長に係る課題等の追加及び臨時登校日については下記のとおりでご ざいます。

記

[臨時休業の延長に係る課題について]

課題の追加については、2月28日付けで配布した「春休み期間の課題一覧」を確認していただき、春休み分の課題を16日以降の課題として取り組んでください。

「臨時登校日について〕

令和元年度の修了式及び離任式を3月25日(水)に開催します。

- (1) 参加人数の抑制
 - ・ 参加者は在校生及び教職員のみとします。
 - · 在校生であっても,風邪のような症状がある者は参加を見合わせていただきます。
- (2) 感染防止の措置
 - · 手洗いや咳エチケットの徹底、こまめな換気を行います。
 - ・ 校歌斉唱は行わず、放送のみとします。
 - · 会場の椅子の間隔を空け、出席者間のスペースを確保します。
- (3) 登下校時間

8時35分に体育館集合とします。下校時刻は10時30分を予定しています。